

4. 令和元年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなど、引き続き取納率の向上を図る。 ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っている。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなどの取組みにより取納率の向上を図ってきた。(令和元年度3月末時点委託案件回収額:8,306千円) ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件としてきた。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行ってきた。(令和元年度3月末時点督促発送件数:363件) ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行ってきた。(令和元年度3月末時点債権差押申立件数:53件 取立件数:39件) ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者について、支払督促を実施してきた。(令和元年度3月末時点申立件数:7件) ・破産で免責を受けたものに対する債権(債権額が10万円以上)について、議決を得て債権放棄を実施した。(51件・17,882,526円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取り組み強化のための業務改善検討会を実施してきた。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取り組みを実施してきた。 (令和元年度3月末時点即決和解申出件数:200件) ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施してきた。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送してきた。 ・口座振替・代理納付実施率の向上のための取り組みを行ってきた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・所在不明となっている滞納者の定期的な所在地の把握が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高率で推移している取納率の維持・向上を図るため、これまでの取組の継続と更なる向上策の検討が必要。 ・即決和解申出から実際の和解までの間滞納額を増やさない取組みが必要。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や保証人に対して滞納者に対する納付説得依頼の文書発送を引き続き実施、また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組の強化を図る。 ・和解申出者に対し和解期日まで毎月の収納状況を管理、滞納額を増加させないよう電話および文書による督促を継続して行う。

5. 令和2年度の取組内容 … 「1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和元年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、取納率の向上を図る。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っている。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。

(参考) 平成30年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位 3 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	22.7%	21.0%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	99.6%	98.9%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	98.4%	93.2%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

4. 令和元年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなど、引き続き取納率の向上を図る。 ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。 ・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなどの取組みにより取納率の向上を図ってきた。(令和元年度3月末時点委託案件回収額:6,532千円) ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施している。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件としてきた。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行ってきた。(令和元年度3月末時点督促発送件数:363件) ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行ってきた。(令和元年度3月末時点債権差押申立件数:53件 取立件数:39件) ・破産で免責を受けたもの、相続人不存在のもの、所在不明者に対する債権(債権額が10万円以上)について、議決を得て債権放棄を実施した。(77件:45,335,623円) ・破産で免責を受けたものに対する債権(債権額が10万円未満)について、市長専決処分による債権放棄を実施した。(1件:35,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施してきた。(令和元年度3月末時点即決和解申出件数:200件) ・住宅明渡の判決確定者に対し単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する取り組みを行ってきた。 ・強制執行について、執行業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努めてきた。 ・破産で免責を受けたものに対する債権(債権額が10万円以上)について、議決を得て債権放棄を実施した。(1件:208,120円)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金がある滞納者については、強制執行により退去した者が多数を占めるため、所在不明者の割合が高い。また所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求実施後、滞納解消がなく、訴訟提起・明渡判決確定となった者については、使用承認取消処分以降、住宅の明渡しがなされるまでの期間について損害金が課せられるが、訴訟手続きには一定の期間を要するため、強制執行により明渡しとなる者については、相当長期となり損害金も多額となる。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 ・他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求者で分割納付の和解を行う者については、即決和解を促し、損害金の発生を防ぐための措置を講じる。 ・明渡判決確定者についても、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問などを実施し、早期の自主退去を促し、損害金調定額の増大を防ぐ。

5. 令和2年度の取組内容 … 「1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和元年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、取納率の向上を図る。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。 ・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。

(参考) 平成30年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位 12 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	1.6%	7.1%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	18.0%	58.4%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	2.1%	30.4%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	都市整備局	担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	003	債権区分	私債権	債権名	市営住宅附帯駐車場納付金
----	-------	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	--------------

1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標(=前年度までは「努力目標」) … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの
 (例)令和元年度修正目標=令和元年度当初に、平成30年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和元年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	—	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「—」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'+ウ'	ク' =カ'+ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ'' =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク'' =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ'' =ケ+ケ'
A 平29 実績	2,623	0	2,623	52	1,347	1,399	2.0%	53.3%	1,224	0	0	0	0	—	—	0	2.0%	53.3%	1,224
B 平30 実績	1,224	0	1,224	222	151	373	18.1%	30.5%	851	0	0	0	0	—	—	0	18.1%	30.5%	851
C 令元 修正目標	851	0	851	17	373	390	2.0%	45.8%	461	0	0	0	0	—	—	0	2.0%	45.8%	461
D 令元 実績	851	0	851	55	463	518	6.5%	60.9%	333	0	0	0	0	—	—	0	6.5%	60.9%	333
E 令2 当初目標	461	0	461	9	0	9	2.0%	2.0%	452	0	0	0	0	—	—	0	2.0%	2.0%	452
F 令2 修正目標	333	0	333	13	0	13	3.9%	3.9%	320	0	0	0	0	—	—	0	3.9%	3.9%	320
G 令3 当初目標	320	0	320	12	0	12	3.8%	3.8%	308	0	0	0	0	—	—	0	3.8%	3.8%	308

3. 令和元年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権						合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		⑯	
未収債権 の件数	滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のも の	督促状送付後、 各種処分に向 けて、財産調査 中 又は 行方不明等で 所在など調査中 又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中 のもの	【強制公】 差押手中のも の 又は 換手続中 の 又は 換手続中のも の 又は 換手続中のも の	【強制公】 差押え後、 換手続中 の 又は 換手続中のも の 又は 換手続中のも の	換債猶予等又 は履行延期の 特約等又は分 割納付により、 分割納付中だ り、 現在の分割納 付額で、10年 以内の完納見込 があるもの	換債猶予等又 は履行延期の 特約等又は分 割納付により、 分割納付中だ り、 現在の分割納 付額で、完納 まで10年以上要 するもの	換債猶予等又 は履行延期の 特約等により、 債務者の資力 回復を待つた り、 納付を猶予す るもの	換債猶予等又 は履行延期の 特約等又は分 割納付の履行 が滞り、 再度、納付交渉 中のもの	【強制公】 差押えを行った が、換債見込の ないもの 又は 換債済だが、未 収金が残り、回 収見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取 得したが、債務 者の財産少額 により、強制執 行見込のないもの	所在など調査後 なお行方不明 等 又は 相続人調査後 なお相続人未 確定 若しくは 相続人不存在 確定だが、 停止の判断に 至れていないもの	債務者の代理 人から債務整理 の委任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受け たもの	【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っている もの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を行 っているもの	【強制公】 債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約 等を行えないもの	消滅時効期間 が経過している もの	残高の合計 = 上記2のD (令元実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)	
過年度 未収金 残高		24				2				26	1			3			4	30
現年度 未収金 残高		275				20				295	2			36			38	333
未収債権 の件数										0							0	0
未収金 残高										0							0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和元年度 決算見込に おける 債務者数	15	人	令和元年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	30
			令和元年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度)	333
			= 上記2のD(令元実績)のケ'	

4. 令和元年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 本市からの督促で支払いがない者に対する徴収について、債権回収を専門とする弁護士法人への委託を実施し、収納率の向上を図る。 一括での支払いが困難な者については分納誓約を交わし、履行状況を管理し滞納解消へ取り組む。 所在不明者については定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	-
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 本市からの督促で支払いがない者に対しては、債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託してきた。 一括での支払いが困難な者については分納誓約を交わし、履行状況を管理し滞納解消へ取り組みを進めてきた。 所在不明者については、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 所在不明者に対する債権(債権額が10万円未満)について、市長専決処分による債権放棄を実施した。(1件:12,600円) 	-
課題	<ul style="list-style-type: none"> 所在不明となっている者への督促が困難となっている。 	-
改善策	<ul style="list-style-type: none"> 所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	-

5. 令和2年度の取組内容 … 「1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和元年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 本市からの督促で支払いがない者に対する徴収について、債権回収を専門とする弁護士法人への委託を実施し、収納率の向上を図る。 所在不明者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	-

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	都市整備局	担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	004	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)	債権名	市営住宅附帯駐車場使用料
----	-------	----	--------	-------------	-----	------	---------------	-----	--------------

1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標(=前年度までは「努力目標」) … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの
(例)令和元年度修正目標=令和元年度当初に、平成30年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和元年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'+ウ'	ク' =カ'+ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ'' =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク'' =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ'' =ケ+ケ'
A 平29 実績	13,988	516	13,472	9,296	49	9,861	69.0%	70.5%	4,127	2,616,406	2,608,724	0	2,608,724	99.7%	99.7%	7,682	99.5%	99.6%	11,809
B 平30 実績	11,809	-2	11,811	7,199	38	7,235	61.0%	61.3%	4,574	2,548,421	2,541,884	0	2,541,884	99.7%	99.7%	6,537	99.6%	99.6%	11,111
C 令元 修正目標	11,111	0	11,111	5,960	0	5,960	53.6%	53.6%	5,151	2,696,809	2,688,718	0	2,688,718	99.7%	99.7%	8,091	99.5%	99.5%	13,242
D 令元 実績	11,111	-38	11,149	6,392	55	6,409	57.3%	57.7%	4,702	2,471,854	2,465,385	0	2,465,385	99.7%	99.7%	6,469	99.5%	99.6%	11,171
E 令2 当初目標	13,242	0	13,242	6,251	493	6,744	47.2%	50.9%	6,498	2,626,748	2,618,868	0	2,618,868	99.7%	99.7%	7,880	99.4%	99.5%	14,378
F 令2 修正目標	11,171	0	11,171	5,572	493	6,065	49.9%	54.3%	5,106	2,413,210	2,405,970	0	2,405,970	99.7%	99.7%	7,240	99.5%	99.5%	12,346
G 令3 当初目標	12,346	0	12,346	6,271	849	7,120	50.8%	57.7%	5,226	2,340,705	2,333,683	0	2,333,683	99.7%	99.7%	7,022	99.4%	99.5%	12,248

3. 令和元年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権						合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		⑯	
	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの又は交換手続中のもの 【非・私】債務名義取得のための法的手続中のもの	【強制公】差押え後、交換手続中のもの 【非・私】債務名義取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	交換猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	交換猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約により、分割納付中だが、回復を待つため、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	交換猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力が、納付を猶予するもの	交換猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約を行ったが、未収金が残る、回収見込みがないもの	【強制公】差押えを行ったが、交換見込のないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力が、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 = 上記2のD(令元実績)のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。(その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)	
過年度	5	236	14			73		33		361	31	9		5			45	406
未収金残高	63	2,732	142			867		389		4,193	348	102		59			509	4,702
現年度	46	403	3	63		35				550		5					5	555
未収金残高	519	4,751	36	722		404				6,432		37					37	6,469

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和元年度
決算見込に
おける
債務者数
452
人

令和元年度決算見込における
未収債権の件数(過年度+現年度)
961
令和元年度決算見込における
未収金残高(過年度+現年度)
11,171
= 上記2のD(令元実績)のケ

4. 令和元年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 退去滞納者については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、引続き取納率の向上を図る。 解約した後転居先が不明な者に対して、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。 委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促を引き続き実施。また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組の強化を図る。 滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っている。 即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の取納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 引続き、口座振替実施率の向上を目指す。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 退去滞納者に対しては、債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託してきた。 解約した後転居先が不明な者に対しては、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件としてきた。 委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置に向けた手続きを進めてきた。 破産で免責を受けたものに対する債権(債権額が10万円未満)について、市長専決処分による債権放棄を実施した。(1件:12,600円) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取り組み強化のための業務改善検討会を実施してきた。 滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取り組みを実施してきた。 (令和元年度3月末時点即決和解申出件数:26件) 即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の取納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施してきた。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送してきた。 口座振替実施率の向上のための取り組みを行ってきた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 所在不明となっている滞納者の定期的な所在地の把握が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 高率で推移している取納率の維持・向上を図るため、これまでの取組の継続と更なる向上策の検討が必要。 即決和解申出から実際の和解までの間滞納額を増やさない取組が必要。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> 所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促を引き続き実施、また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組の強化を図る。 和解申出者に対し和解期日までの毎月の取納状況を管理、滞納額を増加させないよう電話および文書による督促を継続して行う。

5. 令和2年度の取組内容 … 「1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和元年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 解約滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、取納率の向上を図る。 委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。 破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促を引き続き実施。また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組の強化を図る。 滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っている。 即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の取納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 引続き、口座振替実施率の向上を目指す。 破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。

4. 令和元年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、引続き収納率の向上を図る。 ・解約した後転居先が不明な者に対して、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。 ・駐車場明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主解約を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託してきた。 ・解約した後転居先が不明な者に対しては、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 ・所在の判明している解約滞納者に対して、本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件としてきた。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置に向けた手続きを進めてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施してきた。 (令和元年度3月末時点即決和解申出件数:26件) ・駐車場明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主解約を促し、損害金の発生を抑制する取り組みを行ってきた。 ・強制執行について、執行業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努めてきた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金がある滞納者については、強制執行により市営住宅を退去した者が多数を占めるため、所在不明者の割合が高い。また所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求実施後、滞納解消がなく、訴訟提起・明渡判決確定となった者については、使用承認取消処分以降、明渡しながされるまでの期間について損害金が課せられるが、訴訟手続きには一定の期間を要するため、強制執行により明渡しとなる者については、相当長期となり損害金も多額となる。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 ・他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求者で分割納付の和解を行う者については、即決和解を促し、損害金の発生を防ぐための措置を講じる。 ・明渡判決確定者についても、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問などを実施し、早期の自主返還を促し、損害金調定額の増大を防ぐ。

5. 令和2年度の取組内容 … 「1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和元年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・解約滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、収納率の向上を図る。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。 ・駐車場明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主解約を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	都市整備局	担当	市街地整備部区画整理課(清算G)	債権整理番号(3ケタ)	006	債権区分	強制徴収公債権(強制公)	債権名	土地区画整理事業に伴う換地清算徴収金
----	-------	----	------------------	-------------	-----	------	--------------	-----	--------------------

1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標(=前年度までは「努力目標」) … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの
 (例)令和元年度修正目標=令和元年度当初に、平成30年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和元年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	----	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'+ウ'	ク' =カ'+ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ'' =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク'' =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ'' =ケ+ケ'
A 平29 実績	24,816	0	24,816	2,763	0	2,763	11.1%	11.1%	22,053	21,051	19,222	0	19,222	91.3%	91.3%	1,829	47.9%	47.9%	23,882
B 平30 実績	23,882	0	23,882	2,771	0	2,771	11.6%	11.6%	21,111	10,562	9,109	0	9,109	86.2%	86.2%	1,453	34.5%	34.5%	22,564
C 令元 修正目標	22,564	0	22,564	4,313	0	4,313	19.1%	19.1%	18,251	2,131	1,761	0	1,761	82.6%	82.6%	370	24.6%	24.6%	18,621
D 令元 実績	22,564	0	22,564	1,115	0	1,115	4.9%	4.9%	21,449	2,131	1,432	0	1,432	67.2%	67.2%	699	10.3%	10.3%	22,148
E 令2 当初目標	18,621	0	18,621	1,271	0	1,271	6.8%	6.8%	17,350	1,445	1,076	0	1,076	74.5%	74.5%	369	11.7%	11.7%	17,719
F 令2 修正目標	22,148	0	22,148	4,409	0	4,409	19.9%	19.9%	17,739	1,445	1,120	0	1,120	77.5%	77.5%	325	23.4%	23.4%	18,064
G 令3 当初目標	18,064	0	18,064	1,367	0	1,367	7.6%	7.6%	16,697	1,445	1,146	0	1,146	79.3%	79.3%	299	12.9%	12.9%	16,996

3. 令和元年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯				
滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの又は交換手続中のもの	【強制公】差押え後、交換手続中のもの又は交換予定のもの	【非・私】債務名義取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	交換猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	交換猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約により、債務者の資力が、納付を猶予したが、期限延長しているもの	交換猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの見込みがないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が破産手続中のもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	【非・私】債務者が無資力が、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 = 上記2のD (令元実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。(その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)
過年度 未収債権 の件数	0	3	1	0	3	8	7	0	14	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
過年度 未収金 残高	0	3,770	234	0	189	1,141	9,374	0	6,741	21,449	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,449
現年度 未収債権 の件数	0	0	0	0	0	2	3	0	5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
現年度 未収金 残高	0	0	0	0	0	245	300	0	154	699	0	0	0	0	0	0	0	0	0	699

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債権額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和元年度 決算見込に おける 債務者数	40	人
令和元年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	46	
令和元年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のD(令元実績)のケ	22,148	

4. 令和元年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納付者1名につき年1回以上、残高を文書で通知し、納付意識の向上を図る。併せて分納中の過年度分の一括納付を依頼し、早期回収を図る。 ・納付が滞った場合は、直ちに電話や書面等により催告を行う。催告に応じない納付者や滞納を繰り返す納付者については、速やかに訪問や財産調査等による実情調査を行い、滞納処分(差押え等)を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回払いの分割納付者に対し、納付書を送付する前に送付時期・納付期限・金額等を文書で通知し、期限内の納付を促進する。併せて納付者に繰上納付の検討を依頼し、早期回収を図る。 ・納付が滞った場合は、直ちに電話・書面により催告する。催告に応じない場合は、訪問を実施し、催告及び実態調査をする。再三の催告に応じない場合は、納付期限を繰り上げ、速やかに財産調査等の実情調査を行い、滞納処分(差押え等)の手続きを進める。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・8月に書面により債務の残高を通知し、納付の促進を図った。併せて分納中の過年度分の一括納付を依頼し、早期回収を図った。 ・滞納した者に対しては、直ちに電話や書面による催告をし、応じない場合は訪問による催告をした。 ・再三の催告に応じない滞納者に対しては、訪問等による実態調査を行い、滞納原因を分析し、対策を検討した。更に並行して財産調査を行い、更に並行して財産調査を行い、滞納処分の検討及び差押えを行った。 <p>(取組結果)催告による納付:12件(うち、完納1件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・8月、12月、3月に債務の残高等の通知文書を納付者に送付し、期限内の納付の促進を図った。併せて分割納付期限の繰上げの検討を依頼し、早期回収を図った。 ・滞納した者に対しては、直ちに電話や書面による催告をし、応じない場合は訪問による催告をした。 ・再三の催告に応じない滞納者に対しては、訪問等による実態調査を行い、滞納原因を分析し、対策を検討した。更に並行して財産調査を行い、滞納処分の検討及び差押えを行った。 <p>(取組結果)催告による徴収:3件</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・納付が滞った場合に直ちに電話や書面、訪問等による催告をしても、それに応じない納付者や滞納を繰り返す納付者がいる。 ・家計の悪化(収入減少等)により、納付が滞る場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家計の悪化(収入減少等)により、納付が滞る場合がある。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問等による催告を強化する。改善が認められない納付者については、速やか財産調査等の実情調査を行い、滞納処分等を実施する。 ・過年度分を分納中の納付者に一括納付を依頼し、早期回収を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分納者に対して納付期限の繰上げの検討を促すことにより早期回収を図り、将来の未収金の発生を抑制する。 ・催告に応じない場合は、速やかに財産調査等の実情調査を行い、滞納処分等の手続きを進める。

5. 令和2年度の取組内容 … 「1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和元年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納付者1名につき年1回以上、残高を文書で通知し、納付意識の向上を図る。併せて分納中の過年度分の一括納付を依頼し、早期回収を図る。 ・換地清算金の徴収業務にかかる処理方針の作成と併せて不動産や預貯金などの資産調査を行い、収入(自主納付・強制徴収)によって完納するか、滞納処分の停止を経て不納欠損処理して完結するかの見極めを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分納者に対して納付期限の繰上げの検討を促すことにより早期回収を図り、将来の未収金の発生を抑制する。 ・換地清算金の徴収業務にかかる処理方針の作成と併せて不動産や預貯金などの資産調査を行い、収入(自主納付・強制徴収)によって完納するか、滞納処分の停止を経て不納欠損処理して完結するかの見極めを行う。

4. 令和元年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<p>【建設課分】 債務者の2人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、引き続き売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。</p> <p>【住環境整備課分】 債務者の生活状況を把握しながら引き続き納付を促し、必要に応じて履行延期手続き等、適切な処理を行っていくこととする。</p>	<p>【建設課分】 ・債務者の2人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、引き続き売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。</p>
取組実績	<p>【建設課分】 ・6月2人に対し訪問勧告・協議を実施、11月、12月、3月1人に対し再度訪問勧告・協議を行い売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付した随契売却交渉を行った。</p> <p>【住環境整備課分】 債務者の生活状況を把握しながら引き続き納付を促したが、生活困窮状態であり、納付できないとの申し出を受けたため、地方自治法施行令第171条の6の規定に基づき履行延期の手続きを行った。</p>	<p>【建設課分】 ・毎月発生する債務者2人の損害金について、現年度分は毎月納入通知書、納付のお知らせを送付し、納付の遅れが生じないよう収納管理を行った。 ・債務者1人に対し令和元年6月、令和2年1月、5月に訪問未納分の支払勧告を行った。</p>
課題	<p>【建設課分】 債務者の2人について、納付が滞っているため、完納に向けた交渉を行う必要がある。</p> <p>【住環境整備課分】 債務者が生活困窮者であるため、納付が難しい状況にある。</p>	<p>【建設課分】 ・債務者の1人について、一部納付が滞っているため、完納に向けた交渉を行う必要がある。</p>
改善策	<p>【建設課分】 債務者の2人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。</p> <p>【住環境整備課分】 債務者の生活状況の把握に努める。</p>	<p>【建設課分】 ・債務者の1人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。</p>

5. 令和2年度の取組内容 … 「1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和元年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<p>【建設課分】 債務者の2人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、引き続き売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。</p> <p>【住環境整備課分】 債務者の生活状況を把握しながら引き続き納付を促し、必要に応じて履行延期手続き等、適切な処理を行っていくこととする。</p>	<p>・債務者の2人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、引き続き売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。</p>

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	都市整備局	担当	住宅部保全整備課	債権整理番号(3ケタ)	009	債権区分	私債権	債権名	地代相当損害金
----	-------	----	----------	-------------	-----	------	-----	-----	---------

1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標(=前年度までは「努力目標」)… 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの
(例)令和元年度修正目標=令和元年度当初に、平成30年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和元年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	—	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達、「—」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ'	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'+ウ'	ク' =カ'+ウ'	ケ' =ウ'-(エ'+オ')	キ" =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク" =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
A 平29 実績	631	0	631	62		62	9.8%	9.8%	569	58	51		51	87.9%	87.9%	7	16.4%	16.4%	576
B 平30 実績	576	0	576	86		86	14.9%	14.9%	490				0	—	—	0	14.9%	14.9%	490
C 令元 修正目標	490	0	490	154		154	31.4%	31.4%	336				0	—	—	0	31.4%	31.4%	336
D 令元 実績	490	0	490	25		25	5.1%	5.1%	465				0	—	—	0	5.1%	5.1%	465
E 令2 当初目標	336	0	336	137		137	40.8%	40.8%	199				0	—	—	0	40.8%	40.8%	199
F 令2 修正目標	465	0	465	169		169	36.3%	36.3%	296				0	—	—	0	36.3%	36.3%	296
G 令3 当初目標	296	0	296	117		117	39.5%	39.5%	179				0	—	—	0	39.5%	39.5%	179

3. 令和元年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権						合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		⑯	
過年度 未収債権 の件数		111	16							127							0	127
過年度 未収金 残高		414	51							465							0	465
現年度 未収債権 の件数										0							0	0
現年度 未収金 残高										0							0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和元年度
決算見込に
おける
債務者数

18

人

令和元年度決算見込における
未収債権の件数(過年度+現年度)

127

令和元年度決算見込における
未収金残高(過年度+現年度)

465

= 上記2のD(令元実績)のケ'

4. 令和元年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 郵送・電話による催促や時間帯を変えての自宅訪問を行い、滞納解消に向け納付指導を行う。 訴訟案件については、費用対効果を考慮しながら財産差押等の強制執行も視野に進める。 訴訟案件以外については、費用対効果を考慮しながら関係局と協議し、損害賠償請求の法的措置の検討を行う。 	
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 債務者18名に、納付を求める文書を送付(令和元年9月)を実施した。 債務者3名について、自宅訪問を実施した。 債務者1名については完納に至った。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> 債務者ごとの債務額が低額なので、比較的費用が掛からない支払督促によったとしても、異議申し立てにより通常訴訟に移行した場合、回収に係る費用が債務を上回る。 また、車両は全て撤去されており、現在は市営住宅敷地の不適正使用状態が解消されているため、異議申し立てを受けられる可能性が高い。 そのため、法的措置への移行は費用対効果を鑑みて慎重な検討を要する。 過去に駐車していた期間の損害金であるため、車両を撤去したことや、市営住宅を退去したことにより支払いに対する意識が薄れている。 	
改善策	<ul style="list-style-type: none"> 市内及び周辺地域に居住している債務者へは、夜間訪問等により直接接点を図り、納付指導を行う。 督促文書の内容に、あらためて損害金についての説明を記載する等して、納付への意識を高める。 	

5. 令和2年度の取組内容 … 「1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和元年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き郵送・電話による催促や時間帯を変えて居住地を訪問し、滞納解消に向け納付指導を行う。 現在も市営住宅へ入居している債務者へは、家賃収納と連携して指導を行う。 	